

三芳町立学校のプールの在り方検討報告書

令和 5 年7月

三芳町教育委員会

目次

1.目的

2.現状と課題

(1)水泳授業の指導基準

(2)水泳能力等に関する調査

(3)プールの使用日数等

(4)学校プール施設の現状

①プール施設の維持管理に要する経費

②更新費用

③学校プール施設の状況

3.学校プール指導の在り方

(1)基本的な考え方

①小学校の水泳指導

②中学校の水泳指導

(2)水泳指導の方法

①水泳指導の民間委託について

②学校間の共同利用について

1.目的

本町の水泳授業は例年6月中旬から7月下旬にかけて実施していますが、天候の影響を受けることが多く、近年では猛暑の影響で熱中症への注意も必要となり、計画的な実施が難しい状況となっています。

また、学校プール施設を維持していくためには、保守費用、光熱水費や薬品代等の経常経費が必要となり、毎日のプール清掃やろ過器などの機器点検、水質管理を行う教職員の負担にもなっています。

水泳授業を行う学校プール施設は、多くの学校で築後約40年が経過し、老朽化対策が喫緊の課題となっています。

以上のことから、安心・安全な水泳授業の実施に向けて、今後の三芳町の学校プールの在り方について検討を行い、報告書としてとりまとめを行います。

2.現状と課題

(1)水泳授業の指導基準

小中学生の時期に基本的な水泳の技能を身に付けることは、学習指導要領に定められており、水泳運動を楽しむとともに、健康づくりや水泳運動の安全に関する理解を深める大切な取組です。

また、学校教育法施行規則の規定では、体育の時間数は学年によって90から105時間と定められていますが、学習指導要領では水泳授業の時間数については、明記されていません。

埼玉県教育委員会が作成した教育課程編成要領では、小中学校ともに年間10時間程度の水泳指導計画の例が示されており、これを受けて本町の水泳授業も年間8時間から10時間程度の年間指導計画を作成しています。

しかしながら、夏場の高温や天候不順などの影響により近年では水泳授業の時間数が縮小傾向にあります。

小学校設置基準や中学校設置基準では、プールは必須施設とされていません。

中学校学習指導要領では、「水泳の指導については適切な水泳場の確保が困難な場合にはこれを取り扱わないことができるが水泳の事故防止に関する心得については、必ず取り上げること」としています。(小学校では、「水遊び」及び「水泳運動」の心得については、必ず取り上げること」としています。)

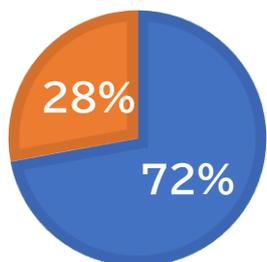
なお、本町の児童生徒の泳力については、次に示すとおりです。

(2)水泳能力に関する調査(令和4年度)

ア. 調査(小学校6年生)

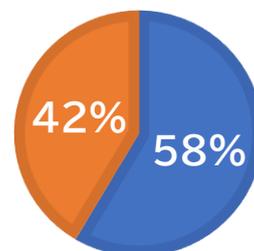
【クロール】《男子》

■25m以上 ■25m未満



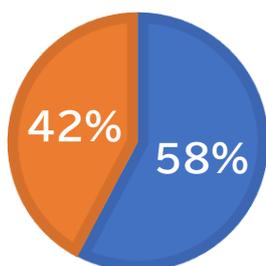
【クロール】《女子》

■25m以上 ■25m未満



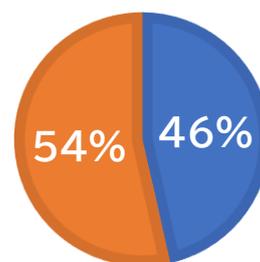
【平泳ぎ】《男子》

■25m以上 ■25m未満



【平泳ぎ】《女子》

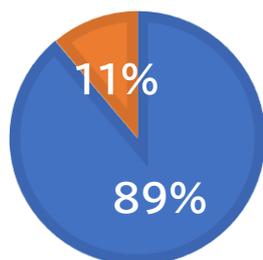
■25m以上 ■25m未満



イ. 調査(中学校3年生)

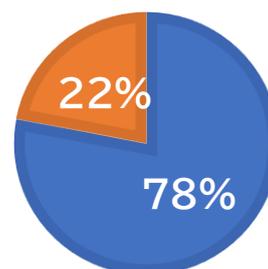
【クロール】《男子》

■25m以上 ■25m未満



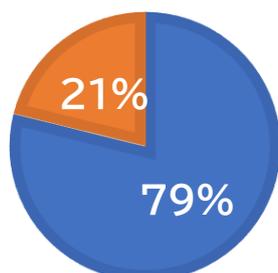
【クロール】《女子》

■25m以上 ■25m未満



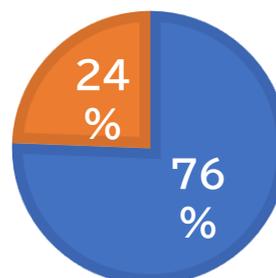
【平泳ぎ】《男子》

■25m以上 ■25m未満



【平泳ぎ】《女子》

■25m以上 ■25m未満



(3)プールの使用日数等(令和4年度)

| | プール開設期間 | 実際に入った日数 |
|----------|---------|----------|
| 小学校5校 平均 | 27.2 日間 | 14.4 日間 |
| 中学校3校 平均 | 14.4 日間 | 12.4 日間 |

(4)学校プール施設の現状

①プール施設の維持管理に要する経費

プール施設を維持管理するためには、保守費用、光熱水費や薬品代等の経常経費に加えて、ろ過器の部材の取り換えや本体の更新、プール層の塗装、大規模な改修工事等が必要です。維持管理に係る経費は、以下に示すとおりです。

【表1 プール施設にかかる経常経費】

| | 項目 | 経費(概算) |
|------------|----------|------------|
| 1 | 水道代 | 240~320 万円 |
| 2 | 塩素等薬品代 | 50~60 万円 |
| 3 | 保守点検業務委託 | 45 万円 |
| 4 | 修繕費 | 100 万円 |
| 5 | 水質検査 | 13 万円 |
| 小中学校 8 校合計 | | 448~538 万円 |
| 1 校当たり | | 約 60 万円 |

【表2 プール改修に伴う工事費用】(1施設当たり)

| | 項目 | 想定される費用 |
|----|-------------|----------|
| 1 | プール水槽(躯体含む) | 1,000 万円 |
| 2 | プールサイド | |
| 3 | 給水設備 | 100 万円 |
| 4 | 排水設備 | 100 万円 |
| 5 | 電気設備 | 100 万円 |
| 6 | ろ過装置更新 | 500 万円 |
| 7 | ポンプ設備更新 | 100 万円 |
| 合計 | | 1,900 万円 |

更新の目安として、プール水槽の塗装及びろ過機の更新(本体取替)は15年、給排水及びポンプ設備、電気設備の更新も法定耐用年数の15年となります。

プール施設の維持管理については、修繕費、光熱水費や薬品代等の経常経費、大規模な改修工事費などがあり、1校あたり1年間で約187万円の費用を要します。

②更新費用

プール施設の更新費用は、25mプールの設置と付帯設備を含め、改築・解体に伴う工事費用は1施設(1校)あたりおおむね2億5千万円から3億円程度と推定されます。

学校プールの法定耐用年数(税法上の減価償却期間)は30年であることを踏まえ、2億5千万円の工事費と仮定して費用を平準化すると、1年間で1校当たり833万円程度の費用を要することになります。

③学校プール施設の状況

| | 設置年 | 経過年数 R4 現在 | 構造 | 直近5年(R1~R5) | プール本体等改修 (本体・サイド) H16~ |
|------|-----|---------------|-----------|---|---|
| | | | | 改修箇所 | |
| 三芳小 | S48 | 49 | 鋼製 | ろ過装置改修 プール排水溝修繕 シャワーコーナー床面塗装 | H20 プール改修 |
| 藤久保小 | S63 | 34 | 鋼製 | 機械室配線修繕 機械室蛍光灯修繕 ろ過装置改修 | R5 プール床塗装 |
| 上富小 | S50 | 47 | 鋼製 | 日よけ屋根修繕 ろ過装置改修 ろ過装置タンク修繕 ろ過装置改修 | H16 プール水槽及び 付属施設塗装 H21.22 水槽塗装 R3 水槽塗装 |
| 唐沢小 | S54 | 43 | 鋼製 | 日よけ屋根修繕 プールサイド塗装 シャワーバルブ修繕 プール腰洗い槽修繕 ろ過装置改修 | H28 プールサイド床及 びフェンス改修 |
| 竹間沢小 | S56 | 41 | アルミ | 機械室水道修繕 更衣室外鍵修繕 ろ過装置改修 | R1 水槽塗装 |
| 三芳中 | S49 | 48 | 鋼製 | ろ過装置改修 給水バルブ修繕 飛び込み台修繕 プールのトイレ屋根修繕 | なし |
| 三芳東中 | S53 | 44 | 鋼製 | 給水バルブ修繕 シャワーバルブ修繕 機械室屋根修繕 ろ過装置改修 | H19 プール床改修 R3 水槽塗装 |
| 藤久保中 | S59 | 38 | ステン レス | プールサイド修繕 プール目隠し壁修繕 給水バルブ修繕 プール波板修繕 | H21 プールサイド塗装 R4 水槽塗装 |

写真 プール施設の劣化の状況



写真1 プールサイドの腐食



写真2 飛び込み台の亀裂



写真3 側面の腐食①



写真4 側面の腐食②



写真5 プールサイドの亀裂

プール施設については、毎年始業前に目視による点検を行い、劣化している箇所については、安全な水泳授業を行えるように必要な工事や修繕を実施しています。

3.学校プール指導の在り方

(1)基本的な考え方

水泳運動は、児童及び生徒の運動能力の向上、心身の健やかな成長や健康維持にもつながることから、今後も児童生徒の泳力の向上を目指して推進していきます。

水泳指導の質を高める先進的な取組としては、民間事業者のノウハウを取り入れながら、専門の指導員による水泳指導を行っている自治体もあります。民間事業者と連携することで、学校プール施設の維持管理に係る教職員の負担を減らしながら、質の高い効果的な水泳指導を行えることや、天候に左右されない計画的な水泳指導を実施できるなどのメリットがある一方、移動に時間が取られることなどのデメリットもあります。

また、施設の面においては、質の高い水泳指導を将来にわたって継続していくために、学校プール施設の維持管理に係る経費についても目を向ける必要があります。

前述のとおり、学校 8 施設全てのプール施設を維持し続けていくには、経常経費、改修工事費などの経費に加え、プール施設が耐用年数を迎えた場合、建替え(改築工事)が必要となり、さらに巨額の財政出動が見込まれる状況です。

将来において持続可能な行政運営を行っていくために、「三芳町公共施設マネジメント基本計画」において、施設の新規建設は原則行わないこととしています。よって、今後の水泳指導については、以下のような体制を整備していくことを基本として考えます。

①小学校の水泳指導…民間プール施設にて、専門指導員と連携した指導

小学校の水泳指導については、小学校卒業時までクロールまたは平泳ぎを 25m泳げるようになることを目標に、より質の高い専門的な指導を行うこととします。そのため、民間事業者へ委託し、学齢の低いうちに専門的な指導を受け、基本的な泳力を身に付けることを目指します。また、小学校では、中学校に比して余剰時数*が多く活用できるため、移動時間の調整がしやすいという状況にあります。

※余剰時数…授業時数については、標準授業時数を確保できるよう、不測の事態に備え、若干の余剰時数を加えて設定することが通常である。(小学校学習指導要領解説より)

②中学校の水泳指導…学校プール施設にて、教員による指導(現行どおり)

中学校の水泳指導については、教科担任制のもと、体育の教員による専門的な指導が可能です。また、民間事業者へ委託した場合、移動に時間が割かれることにより、体育以外の他教科の調整や、担当教員と引率に係る人員の確保が困難であること等が挙げられます。中学校の授業では、体育以外の他教科の授業時数の確保も重要であると考えます。

よって、中学校では、現行のプール施設を修繕・工事により維持管理を行いながら、これまでどおり学校プール施設における水泳指導を継続します。

(2)水泳指導の方法

①水泳指導の民間委託について

民間事業者のプールの多くは屋内温水プールとなっていることから、夏季期間以外の利用や天候に左右されずに水泳指導を実施することができます。あわせて専門の指導員による指導を受けることで、児童生徒の泳力の向上も期待できます。

一方で、移動に時間を要することや、移動時の安全確保、時間割編成の調整など課題もあることから、検討の必要があります。

なお、令和元年度に民間事業者の一部学年の水泳授業を委託する事業を実施しました。

| 年度 | 委託内容 | 利用コマ数 | 対応 |
|-------|------------|-------|------|
| 令和元年度 | 試行 藤久保小4年生 | 5回 | 効果検証 |

試行に際し、児童・保護者等を対象にアンケート調査を実施しており、その結果の一部抜粋は次のとおりです。

- 1、【民間事業者】での水泳授業はどうだったか。(児童:人)
よかった(100)、わるかった(0)、どちらともいえない(3)
- 2、上手に泳げるようになったと感じるか。(児童:人)
上手になった(88)、上手になつたと感じない(6)、どちらとも言えない(9)
- 3、来年度も実施してほしいと思うか。(児童:人)
実施してほしい(102)、思わない(0)、どちらとも言えない(1)
- 4、水泳授業について(保護者:人)
良い試みだと感じた(103)、感じなかった(0)、どちらとも言えない(0)
- 5、水泳授業の実施時期について(保護者:人)
夏季に行うべき(88)、屋内施設であれば、夏季以外(2学期)の実施でも良い(23)

また、民間事業者への委託で想定される主なメリット・デメリットは以下のとおりです。

| | 想定 | 内容及び対策 |
|---------------|----------------------------------|---|
| メリット (効果) | ◎専門指導者による効果的指導 児童生徒の泳力向上 | 目標:小学校卒業時までにクロールまたは平泳ぎを 25m 泳げる泳力を身につける |
| | ◎天候等に左右されない計画的 な水泳指導の実施 | 快適な環境での授業の実施、夏季の猛暑や雨天などの 天候の影響が少ない |
| | ○教職員の学校プール維持管理 負担の軽減 | 毎日の清掃や水質管理、ろ過装置などの機器の点検に かかる人的負担の軽減 |
| | ○学校プールの維持管理・更新 費の負担軽減 | 老朽化する学校プールの維持管理や改修・改築費用の 縮減による費用効果 |
| | ○専門指導員+教員による監視 (高い安全性) | AED の配備や訓練を受けた専門指導員の配置 監視体制の強化で、より目が行き届きやすくなる |
| | ○専門指導員に学ぶことによる、 教員の水泳指導のスキル向上 | 児童生徒の泳力に応じた指導体制 教員の水泳指導のスキルアップを図る |
| デメリット (課題) | △移動等に時間を要する (送迎や着替えの時間) | 2 単位時間を連続させることで、移動時間の縮減を図る |
| | △移動の安全確保 | バス乗降の安全対策の確保 |
| | △事故時の責任問題 | 水泳授業中及び移動中に事故が発生した場合は、委託 者と受注者側が協議のうえ、速やかに対応する。ただし、 次の場合は受注者側の責任とする。 ①インストラクターの重過失または故意の過失により事故 が発生した場合 ②移動中に事故が発生した場合 |
| | △年間指導計画等の調整 | バスの台数に合せた引率者の確保、時間割編成の工夫 |

②学校間の共同利用について

学校間の共同利用については、2校ないしは3校で1つのプールを集約して利用することで、施設の維持管理費用を抑えられるというメリットがあります。

一方では、児童生徒が校外に移動するため、移動に時間が割かれることや安全性の確保、複数校の時間割編成の調整が困難であるなどの課題があります。また、現状でも天候不順等の影響で水泳指導に掛ける時間数が減少しているなか、複数校で利用することで、さらに授業時間の確保が難しくなるという懸念があります。

こうしたことから、学校間の共同利用については、基本的に実施しないこととします。